

毎週火、金曜日発行（但休日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（整理日）

鳥取県公報

◇告示 目次

基準看護等の承認
 保険薬剤師の登録
 建設業者の登録まつ消
 道路の指定
 医師の指定取消
 豚コレラ予防注射の実施
 ひな白痢検査の実施
 昭和三十五年度鳥取県歳入歳出追加予算等
 ◇人委規則職員給料の調整額に関する規則の一部改正

告示

10 職員の給与の支給に関する規則の一部改正
 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
 12 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正
 ◇人委告示 人事委員会の職権の委任

鳥取県告示第三百六十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づく基準看護、基準給食及び基準寝具施設として、次のとおり承認した。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	施設	基準看護	基準給食	基準寝具	年月日	採用点数
鳥取県立 中央病院 二六五	所在地 鳥取市吉方 二六五	承認番号 (特看)第三号 (一)第四号 (二)	対象 一般病床 二一八床 結核病床 一〇〇床	承認番号 第一号	対象 全病床 三一八床	昭和三五、 七、一五、 甲

国民健康保険 八頭郡智頭町智頭

(食) 第一二号 全病棟 一四五床

医療法人仁厚会 倉吉病院

(看) 第九号 倉吉市山根 四三

(食) 第一三三号 全病棟 八六床

岡山大学医学部 東伯郡三朝 町山田

(看) 第八号 三朝分院

(食) 第二二二号 全病棟 五十床

市立鳥取市民病院

(特看) 第七号 鳥取市古市

(食) 第三号 全病棟 二二四床

(特看) 第一〇号 一般病棟 一七四床

結核病棟 五〇床

鳥取県告示第三百六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十二条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をした。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録年月日
桑本 栄	鳥取県 気高郡気高町浜村	鳥葉 一一八	昭和三五、七、九
奥田 治一郎	倉吉市新町三丁目一、〇八〇	一一九	" "
富谷 誠一	河原町	一二〇	" "

鳥取県告示第三百六十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所在地 申請者氏名 まつ消年月日

(は) 第五六二号 昭三四、六、一 (有) 石坂鋳業所 東伯郡関金町 石坂 清福 昭三五、七、九

鳥取県告示第三百六十三号

米子市都市計画街路(米子皆生温泉線)を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の道路として指定した。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定による医師の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗
取消理由 取消年月日
昭和三五、七、一二

診療科名 氏 名 住 所
耳鼻いんこう科 西 寛 二 米子市末広町米子鉄道病院内
内 科 西下秀夫 鳥取市古市市立鳥取市民病院内

鳥取県告示第三百六十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
七月二十五日	岩美郡岩美町東浜	各豚舎巡回注射
二十六日	大岩	"
二十七日	浦富	"
二十八日	鳥取市湖山	"
二十九日	賀露	"

鳥取県告示第三百六十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月二日	気高郡青谷町絹見	尾崎種鶏場
三日	気高町下石	中瀬善一

鳥取県告示第三百六十七号

実施期日	実施区域	実施場所
四日	山宮	三沢
五日	青谷町	山田
六日	気高町飯里	角田清
七日	"	角田範子
八日	土居	中瀬久平
"	鹿野町今市	山口
"	"	山宮
"	"	秋田
"	"	吉田
"	"	梅実克
"	"	梅実漢
"	"	吉田
"	"	細谷

鳥取県告示第三百六十七号
昭和三十五年六月定例県議会で七月八日議決された昭和三十五年鳥取県歳入歳出追加予算及び昭和三十五年

度鳥取県管電氣事業会計追加予算並びに専決処分に基づ
く昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十
五年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算及び昭
和三十五年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加
予算は、次のとおりである。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県知事 石 敏 二 殿

昭和35年度鳥取県歳入歳出追加予算

歳入	歳出																																																																						
<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加予算額 千円</th></tr> <tr><td>4</td><td>公企業及財産収入</td><td></td><td></td><td>80,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>財産収入</td><td>1</td><td></td><td>80,000</td></tr> <tr><td></td><td>分担金及負担金</td><td>2</td><td></td><td>6,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>負債担金</td><td></td><td></td><td>6,000</td></tr> <tr><td></td><td>国庫支出金</td><td>2</td><td></td><td>15,000</td></tr> <tr><td></td><td>国庫補助金</td><td></td><td></td><td>15,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>寄附金</td><td></td><td></td><td>10,000</td></tr> <tr><td></td><td>寄附金</td><td>1</td><td></td><td>10,000</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加予算額 千円	4	公企業及財産収入			80,000	5	財産収入	1		80,000		分担金及負担金	2		6,000	7	負債担金			6,000		国庫支出金	2		15,000		国庫補助金			15,000	8	寄附金			10,000		寄附金	1		10,000	<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加予算額 千円</th></tr> <tr><td>12</td><td>県債</td><td></td><td></td><td>100,000</td></tr> <tr><td></td><td>入</td><td>1</td><td></td><td>100,000</td></tr> <tr><td></td><td>出</td><td>2</td><td></td><td>211,000</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>211,000</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加予算額 千円	12	県債			100,000		入	1		100,000		出	2		211,000		合計			211,000
款	項	科	目	今回追加予算額 千円																																																																			
4	公企業及財産収入			80,000																																																																			
5	財産収入	1		80,000																																																																			
	分担金及負担金	2		6,000																																																																			
7	負債担金			6,000																																																																			
	国庫支出金	2		15,000																																																																			
	国庫補助金			15,000																																																																			
8	寄附金			10,000																																																																			
	寄附金	1		10,000																																																																			
款	項	科	目	今回追加予算額 千円																																																																			
12	県債			100,000																																																																			
	入	1		100,000																																																																			
	出	2		211,000																																																																			
	合計			211,000																																																																			

資本的支出	資本的支出																																								
<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加予算額 千円</th></tr> <tr><td>1</td><td>資本的支出</td><td></td><td></td><td>6,000</td></tr> <tr><td></td><td>資本的支出</td><td>6</td><td></td><td>6,000</td></tr> <tr><td></td><td>資本的支出合計</td><td></td><td></td><td>6,000</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加予算額 千円	1	資本的支出			6,000		資本的支出	6		6,000		資本的支出合計			6,000	<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加予算額 千円</th></tr> <tr><td>9</td><td>財産費</td><td></td><td></td><td>211,000</td></tr> <tr><td></td><td>財産費</td><td>2</td><td></td><td>211,000</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>211,000</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加予算額 千円	9	財産費			211,000		財産費	2		211,000		合計			211,000
款	項	科	目	今回追加予算額 千円																																					
1	資本的支出			6,000																																					
	資本的支出	6		6,000																																					
	資本的支出合計			6,000																																					
款	項	科	目	今回追加予算額 千円																																					
9	財産費			211,000																																					
	財産費	2		211,000																																					
	合計			211,000																																					

昭和35年度鳥取県管電氣事業会計追加予算

昭和34年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳入	歳出																																																																																					
<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加(更正)予算額 千円</th></tr> <tr><td>3</td><td>地方交付税</td><td></td><td></td><td>7,000</td></tr> <tr><td></td><td>地方交付税</td><td>1</td><td></td><td>7,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>国庫支出金</td><td></td><td></td><td>36</td></tr> <tr><td></td><td>国庫補助金</td><td>2</td><td></td><td>36</td></tr> <tr><td>12</td><td>県債</td><td></td><td></td><td>20,000</td></tr> <tr><td></td><td>県債</td><td>1</td><td></td><td>20,000</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>20,000</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>13,036</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円	3	地方交付税			7,000		地方交付税	1		7,000	7	国庫支出金			36		国庫補助金	2		36	12	県債			20,000		県債	1		20,000		合計			20,000		合計			13,036	<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加(更正)予算額 千円</th></tr> <tr><td>4</td><td>土木費</td><td></td><td></td><td>13,000</td></tr> <tr><td></td><td>土木費</td><td>1</td><td></td><td>13,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>災害復旧費</td><td></td><td></td><td>13,000</td></tr> <tr><td></td><td>産業経済費</td><td>1</td><td></td><td>36</td></tr> <tr><td></td><td>農政費</td><td>1</td><td></td><td>36</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>36</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>13,036</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円	4	土木費			13,000		土木費	1		13,000	8	災害復旧費			13,000		産業経済費	1		36		農政費	1		36		合計			36		合計			13,036
款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円																																																																																		
3	地方交付税			7,000																																																																																		
	地方交付税	1		7,000																																																																																		
7	国庫支出金			36																																																																																		
	国庫補助金	2		36																																																																																		
12	県債			20,000																																																																																		
	県債	1		20,000																																																																																		
	合計			20,000																																																																																		
	合計			13,036																																																																																		
款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円																																																																																		
4	土木費			13,000																																																																																		
	土木費	1		13,000																																																																																		
8	災害復旧費			13,000																																																																																		
	産業経済費	1		36																																																																																		
	農政費	1		36																																																																																		
	合計			36																																																																																		
	合計			13,036																																																																																		

昭和35年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算

歳入	歳出																																																		
<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加(更正)予算額 千円</th></tr> <tr><td>3</td><td>繰入金</td><td></td><td></td><td>2,187</td></tr> <tr><td></td><td>繰入金</td><td>1</td><td></td><td>2,187</td></tr> <tr><td>4</td><td>国庫支出金</td><td></td><td></td><td>566</td></tr> <tr><td></td><td>国庫負担金</td><td>1</td><td></td><td>566</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>2,753</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円	3	繰入金			2,187		繰入金	1		2,187	4	国庫支出金			566		国庫負担金	1		566		合計			2,753	<table border="1"> <tr><th>款</th><th>項</th><th>科</th><th>目</th><th>今回追加(更正)予算額 千円</th></tr> <tr><td>1</td><td>災害救助費</td><td></td><td></td><td>2,753</td></tr> <tr><td></td><td>災害救助費</td><td>1</td><td></td><td>2,753</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td>2,753</td></tr> </table>	款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円	1	災害救助費			2,753		災害救助費	1		2,753		合計			2,753
款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円																																															
3	繰入金			2,187																																															
	繰入金	1		2,187																																															
4	国庫支出金			566																																															
	国庫負担金	1		566																																															
	合計			2,753																																															
款	項	科	目	今回追加(更正)予算額 千円																																															
1	災害救助費			2,753																																															
	災害救助費	1		2,753																																															
	合計			2,753																																															

昭和35年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算

昭和35年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算

1	使用料	47,395,976
2	雑支出金	47,395,976
3	前年度繰上た用金	47,395,976
4	繰上金計	47,395,976

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年鳥取

県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取市立湖東中学校	米子市立第二中学校	倉吉市立西中学校	鳥取市立末原小学校	米子市立福原小学校	吉原市立明倫小学校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校

鳥取市立湖東中学校	米子市立第二中学校	倉吉市立西中学校	鳥取市立末原小学校	米子市立福原小学校	吉原市立明倫小学校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年五月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「前項」を「第一項但書」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 減額すべき給与額の計算において、計算期間中勤務すべき全時間が勤務しないことにつき承認のなかつた場合又は減額すべき給与額が勤務しないことにつき承認のなかつた期間のある計算期間に対する給料の額をこえている場合は、その承認のなかつた期間のある計算期間に対する給料の額を減額すべき給与額とする。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十一号）附則第二項中「第十六条第一項中」を「第十六条第一項及び第二項中」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三教育職Ⅰ等級区分表中

盲学校 ろう学校	校 長	教 護 教 諭	講 師 助 教 諭 教 諭 助 手
盲学校 ろう学校	校 長	教 護 教 諭	講 師 助 教 諭 教 諭 助 手

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「及び実習助手」を「実習助手及び寮母」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

地方公務員法第五十八条第三項の規定に基づく労働基準監督機関としての人事委員会の職権を次の委員に委任した。

昭和三十五年七月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会委員 篠田伊三郎

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

刷 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価 一部月極 一三〇円（送料共）〕 刷 所 県